

貧困家庭と子育て支援

岩田美香

I はじめに

本稿の目的は、前進・後退しつつ整備されている児童福祉施策の子育て支援について、貧困家庭への援助を通して浮かび上がってくる課題を検討することにある。児童虐待への対応や子育て支援をはじめとして、近年の子どもと家族に向けた援助は目まぐるしく展開されてきている。一方で「格差社会」が社会的に認知され、社会の底辺に暮らす子どもと家族への注目はされてきているが、児童福祉施策には十分に反映されていない。もちろん児童相談所や児童福祉施設のソーシャル・ワーカーたちは、そうした実践上の困難さを認識し懸命に援助しているが、児童福祉全体の枠組みにおいては、貧困家庭に育つ子どもの問題が対応すべき課題の一つとしては位置付いてはいない。子どもの貧困に限らず、「貧困」という用語自体も私たちの日常では定着しておらず¹⁾、その実態も見えにくい状況においては、ある意味で「当然」であるのかもしれないが、それでは済まされない子どもたちの実態がある。以下、筆者が実施した少年院調査や学童期への調査および中学生へのスクール・ソーシャルワーク実践（業務名称はスクール・カウンセラー）を通して、この問題を考察していく。そこでの子どもたちの年齢や対象は、本特集の「子育て支援」の対象としては年長であり、一見、領域違いの問題と思われるかもしれない。しかし、子育て・子育て支援がうまく機能しなかった「ツケ」がそこに集約されているととらえることができる。どうして、この子どもと家族がここに至る

までに、社会的な援助の手が届かなかったのだろうか。

II 児童福祉から取り残される子どもたち

1 少年院生の子育て

(1) 家族関係ととりまく大人の希薄さ

児童福祉の領域は、母子保健・児童虐待・ひとり親家庭・保育・児童養護・非行・障害児などさまざまであるが、非行のなかでも少年院入院に至る子どもたちの問題を子育ての視点から検討する。最初に貧困と少年犯罪とのかかわりについて見ると、1977（昭和52）年の『犯罪白書』において「少年非行の普遍化」が指摘されて以来²⁾、少年犯罪や少年非行において貧困要因が表立って取りあげられることはない。しかし1985年～2004年までの『矯正統計年報』から全国の少年院生の生活程度を拾ってみても2～3割程度が「貧困」にあり³⁾、本稿で用いる少年院調査においても43%の院生が「自分の家庭の経済状況は困っている」と回答し、少年非行の背景にある貧困の問題は決して見過ごされるべきものではない。貧困＝非行少年というレッテルを貼るわけではないが、貧困家庭に育つということは子どもの育ちの何を不足させるのであろうか。少年院生に実施したアンケートとインタビュー調査から探してみたい⁴⁾。

子どもたちが、家族揃ってあるいは家族の誰かとの夕食をとることは26.9%と少なく（一般群⁵⁾：88.8%）、家庭内での会話も、一般群の8割の子どもが学校や友人のことについて家族と話をし、悩みごと5割の子が家族に相談しているのに対し

て、少年院生は学校や友人の話も6割、悩みごとでも2割程度にとどまり、「家族ともっと話をしたい」と思っている割合は66.4%と高い。また家族旅行などに行ったことのある経験も、一般群が7割であるのに比べて3割台と少なく、反対に家族内での暴力を3割もの子どもたちが経験している。一般の子どもたちが7.4%であるのに比べると、少年院生がいかにストレスfulな家庭生活を送っていたのかがわかる。家族の養育機能がうまくいっていない中で育っている彼らであるが、保護者の状況を見ても(表1)、「実父母」の割合が半数を下回り(実父母揃っている家族が必ずしも良好な家族関係を形成するとは限らないが)、家族関係を複雑にする要因を孕んでいる。家族関係を補うであろう親戚の存在についても、その交流は「一年間のうちで全く親戚と会わない」者が26.9%であり、その結果「親戚が頼りにならない」が56.8%と半数を超えている。一方、自分が生活していた地域社会についても83.7%が頼りにならないと回答している。少年院生は、家庭の中にも親戚の中にも地域の中にも、自分が頼りにできる相手を見いだせてこなかったのである。すなわち、子育て家庭への支援策や地域における支援も、こうした子どもたちには届いてはいない。

さらにインタビュー調査で少年院生の人間関係をたずねると、自分を「この(非行の)世界」に引き込むことになった暴力団や先輩が存在しており、少年たちの身近な人間関係の希薄さを、暴力団をはじめとした子どもたちを食いものにする大人たちが補完している形となっている。ある少年院生は、暴力団と繋がることになったきっかけが、

自分が家出をしたときに面倒を見てくれたからで、夜にそうした(誘ってほしい)雰囲気を出していると、あちらから声をかけてくれたと語っていた。

(2) 学校の意味と急がされる自立

では、子どもたちが多くの時間を費やす学校ではどうであろうか。少年院生にとって学校の教員への評価は高く、好きな先生がいる割合も7割強と一般群より高い(表2)。なかでも半数が最終学歴となる中学校の先生を「好きな先生」としてあげている。さらにその先生に「もっと話を聞いてもらいたい」少年も半数を超え、69.2%もの少年がその教員を「頼りになる」と回答していた。これは親戚に対しての信頼度よりも高い。家族が壊れ、親戚や近隣などの代替えも期待できない彼らにとって、学校の先生は特別な意味をもっているであろう。しかし、このように学校の先生が高い評価を得ているにもかかわらず、インタビュー調査においては、学校の先生を出院後も「頼れる・頼ってもいい存在」とは回答しておらず、継続的な援助者としての期待はない。そこには、学校を卒業することが「先生との関係に一定の線引きが成されるもの」と感じているとともに、上述してきたような少年たちを見守る大人たちの少なさが、「教員」という存在を際立たせているのかもしれない。だからこそ、いったん家出した先では、たとえ暴力団であっても、その大人を「頼り」にして生活してきたのであろう。一般に中学生にもなれば、家族や親戚・知人だけではなく、塾や習いごとなどを通して多様な大人たちに囲まれ、学校の教員の評価は相対的に低くなり半数程度になる(表

表1 B少年院における「新収容者」の保護者

年度	実父母	実父	実母	実父母以外	N
1990(平成2)年	41.4	12.6	25.2	20.8	111
1995(平成7)年	41.2	8.8	29.4	20.6	102
2000(平成12)年	52.2	13.0	17.4	17.4	92
2004(平成16)年	33.0	12.8	36.2	18.0	94
2005(平成17)年	38.2	9.8	42.3	9.7	123

注) 1) 単位は、Nが(人)、その他が(%)。

2) 実父母以外には、実父義母、義父実母、養父母、その他を含む。

3) 各年度のB少年院における『収容統計』より二瓶隆子作成。

表2 学校に好きな先生はいますか

	少年院群		一般群 (N 297)
	回答者数 (人)	構成比 (%)	構成比 (%)
いない	29	27.9	50.8
いる	75	72.1	49.2
合計	104	100.0	100.0

注) 1) 一般群は岩田美香・青木紀 (2003)『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書』より。

2)。7割もの少年院生が「先生が好き」と回答していることは、先生以外には誰もいなかったというを示している。

こうした周囲に信頼できる大人が少ない少年院生こそ、義務教育修了後も高校へ進学し、彼らを見守ってくれる（先生などの）大人の中で育ってほしいが、彼らの進路希望は、「中卒でよい」が18.3%（一般群：1.0%）、「高校まで」が34.6%（一般群：33.1%）であり、大学進学に至っては5.8%（一般群：45.8%）と現実的な選択肢には入っていない。実際、全国の少年院生の学歴は低く、とりわけ無就業者における不就学者が多い。2004年度の「新収容者」をみても、院生の7割は高校を中退しており、しかも「無職」とされる者の7割は不就学、すなわち職場にも学校にも行っていないのである。そのためか、就職願望は9割近くと高い。そこには、少年院内での矯正教育の影響もあるが、彼らの育ちの中の「親に頼れない」ことに由来する、「急がされた自立」観が培われてきていることも影響している。少年院生へのインタビューでは、家族が誰も食事の用意をしてくれないために小学生の頃から自分と家族の食事を用意したり、新聞配達などのアルバイトも自分の小遣いだけではなく家計の足しとして充当してきたという生育歴が淡々と述べられていた。

2 援助におけるジレンマ

これまで概観した子どもたちの生活は少年院生に限ったものではなく、筆者がかつてA市の小・中学校で行った調査においても(岩田2003)、また小西の分析においても(小西2003;小西2004)、低所得・貧困家庭において見られた傾向である。

A市における調査では、平均年収が低く、要保護・準要保護の割合や母子世帯の割合が高く、公営住宅群があるなどの相対的に貧困な家庭が多い学校で、子どもの放課後の生活や家庭内での争いごと、子どもへのものの与え方など、生活基盤の脆さや親も含めた生活の乱れが家庭内での問題として表れ、子どもたちはそれを不安・不満として感じていた⁶⁾。さらに、スクール・ソーシャルワーク実践で私たちが援助していく事例の中にも、経済的理由から（友人や学校へはほかの理由を装っても）子どもが部活を辞めたり、修学旅行に行けなかったり、高校進学を断念させられ、その中で子どもたちが荒れたり・引きこもっていくという現状がある。そうしたケースは、親族や地域でのネットワークが弱いという点でも、少年院調査と重なる部分が多い。

こうした環境におかれている子どもたちを援助していく上での課題とは、どのようなものであろうか。福祉施設に繋がる以前の、日常生活における子どもたちへの援助の困難さについて、次にいくつかの事例をもとに見ていく。なお、個人のプライバシーへの配慮から、本稿でこれらの事例を紹介する目的に合致する以外の個人データは捨象してある。

(1) 親の対応の違い

不登校になった子どもたちの援助をしていく上で、個々の親の対応は異なっているものの、それでも積極的に問題解決に取り組む親と消極的な親とに大別できる。B子とC子は、ともに不登校であったが、二人とも学校におけるいじめなどの表立った理由はあげられていない。C子は小学校高

学年のときに母子世帯となり、この地に移り住んできた。母親は、パート就労による収入と児童手当・児童扶養手当を利用し、住宅も公営住宅に住んでいるが、厳しい生活状況にある。C子の母親も、子どもが学校へ行かず一日中家でテレビだけを見ている状態に困ってはいるが、子どもの将来を見通しての心配はできない。母親と担任とスクール・カウンセラーとの話し合いの中で、母親としての意向をたずねたときにも、「(どうしていいか)わかんないんだよねえ。この子に聞いても答えてくれないし。はっきり言って、親としては何も考えていないんだよねえ」と臆することなく話し、その後も「仕事が忙しい」を理由に話し合いの場をもつことも難しくなってしまう。

一方B子の親は、母親は専業主婦であるが、以前は教育関係の仕事に就いており、父も公務員で生活基盤は安定している。母親は、B子が不登校となりかけていた頃から「不登校」に関する情報を収集し、スクール・カウンセラーや精神科医をはじめ、民間のフリースクールなどの情報にも精通していた。そうして集めた情報に基づいて、B子の意向を聞きながら一緒に見学に行き、わが子の居場所を探す努力を続け、父親も一連の母親の努力に協力的であった。さらにB子が学校に行けない間も、親戚やB子の幼稚園・小学校時代の知人・友人との交流を通じて、B子が引きこもることなく出かけられる「場」を提供していった。生活に余裕があればB子の母親のように、子どものために「頑張れる」場合もあるが、目前の生活のために「頑張りきれない」母親の存在は、特に「就労自立」が強調される母子世帯においては少ない。次にあげるD子の母親もその一人である。

(2) 児童でもなく大人でもなく障害児・者でもなく

D子は中学では友達関係から不登校であったが、他市の私立高校を受験し新たな生活を始めようとしている。シングルマザーである母親も日に三つのパート就労をこなしてやり繰りしてきたが、金銭的に苦しくなり、D子の通う高校と同じ市内にある母子生活支援施設を利用するべく準備を進め

ている。D子の17歳の兄E男は、外では小学校高学年から場面寡黙で、中学校も不登校、高校も中退し引きこもっているが、家庭内ではネット上で次々とゲームソフトなどを買ったり、家財を壊して母親やD子に暴言を吐き、D子は兄に怯えながら生活している。母親もE男への対応には手を焼いているが、日々の仕事で精一杯である。D子の高校進学と母子生活支援施設の利用は、母親に多少の生活の余裕を生み、D子の将来への希望と「兄と離れて暮らしたい」という要望も叶えることができるが、他方、外では何も話せないE男の生活を支えるところが見つからない。E男は年齢では「児童福祉」の対象となるが、母子生活支援施設は思春期にある兄と妹と一緒に生活させるには物理的スペースが狭すぎ、被虐待児で満員の児童養護施設への入所には、もうすぐ18歳を迎えるE男では繋がらず、自立援助ホームも本人が自立を要望していないことから入所とはならなかった。さらにE男の家庭内暴力も、家財を壊すことで家族を脅かすことはあっても法を犯すほどではなく、外では全く言葉を発しないことも障害児・者としての援助を受けるレベルではない。母親も以前には公的な相談の場に出向き、「生育歴におけるE男と母親のアタッチメントの形成が不十分だった」ことを指摘され、「もっとE男と一緒にいる時間をつくってあげるように」というアドバイスを受けたという。母親が「子どもと向き合う時間は大切だけれど、この生活がギリギリの中で、子どもと向き合うために失う時給650円を誰が支払ってくれるんだろうね」と話していた。この母親は、生活保護も利用せずにスーパーやビルの清掃などの仕事を掛け持ちすることで生計を立てており、ひとり親施策の対象としてみれば、「自立」し「評価される」母親となるのであろう。

(3) abuseでも neglectでもなく

F子の家庭も母子世帯であるが、母親は精神疾患をもっており、最近では生活保護を受給して生活している。F子是不登校だけではなく、喫煙・飲酒・外泊・家出・不健全性行為・家庭内暴力といった問題も起こしており、ときには数日、長いとき

には10日近くも家出し売春の疑いももたれている。また、親への反抗や家庭内暴力も、母親にアザができ、家中の家具や建具に大きな穴があくほどの暴力であった。母親は、暴力がエスカレートしたときや家出が長引いたときには警察を呼んで、何度か児童相談所に一時保護させたこともあったが、最後にはF子の説得や脅しに負けて、福祉施設利用ではなく家庭引き取りとなっている。

一方G男は、父子世帯の一人っ子であり父親はトラック運転手であるが、収入は不安定な状態にある。父親は日に1時間だけG男のもとへ帰ってきてG男のつくった食事を食べ、出掛けに500円ほどのお金をおいて、また仕事へと出て行く。実際に仕事のために家を留守にすることもあるが、ほかに付き合っている女性がいて、さらにアパートの家賃を滞納していることもあり、家で寝泊まりすることは少ない。そのためG男は独りで起床するのも難しく不登校となり、夜は寂しさのためかゲームセンターへ出入りして補導されたり、ほかにも数回、万引きのために補導されたこともあるが、それ以上の「悪さ」はしない。

F子の事例も、これが母親からF子への暴力であれば、子どもの虐待としてF子を保護するルートへとつながり、G男にしても、G男の年齢がもっと幼かったり、父親がG男に一銭も与えずに餓死してしまう危険があるような「明らかな」ネグレクトであれば、やはりG男を保護し、育て直す機会へとつながられる。しかし子どもたちの年齢も上がって来ると、子ども自身の行動範囲も広がり、日々の生活の不満や退屈さを「問題」行動として示してくる。さらに、不自由を感じる施設入所よりは自分の好きにできる「今」の生活に流されていくことを好むため、他者の援助が入りにくくなっていく。そうして課題は積み残され、解決が困難になってしまうのである。

III 貧困家庭からみた子育て支援

1 家族のエンパワーメントと家族を離す援助

上記のような家族に、学校の教員やスクール・カウンセラーができる援助としては、まずは親た

ちを話し合いのテーブルに着かすことだが、それは学校や相談室で「待ち」の姿勢でいるだけでは築けない。こちらから家庭訪問を積極的に行い、親たちの就労状況や生活時間などの「個別の事情」に寄り添って場を設定していかなければならない。G男の父親に対しても、どうにか連絡が付きG男の生活改善をお願いしても、「放っておいてくれ!」と怒り、その後は携帯に連絡しても一向に出ることはない。G男本人への援助としては、朝起こしに行ったり、日常生活を整えようと努力しても、「卒業まで」「毎日」は実質的に無理がある。地域の民生委員・児童委員の協力を得るにも、G男にとって「身近でない」近所の人の援助は受け入れ難い。

不謹慎ながらも、こうした子どもたちが「何か」をやらかしてくれるのを内心「待つてしまう」気持ちになることもある。すなわち、中学生という児童福祉施設が利用できる間に、また教師やスクール・カウンセラーなどの見守り役がいる間に、彼らの「育ち直し」ができる道筋へとつなげたいと考えても、G男が引き起こす程度の「小さな問題行動」では、そうした公的な機関へとは結びつかない。こうした子どもたちを支援する上での壁として、「15歳の壁(義務教育が終了してしまう)」というタイムリミットが存在するのである。G男の高校進学も「俺も行かなかったからG男も行く必要がない」と父親から反対され、卒業後は父親以外にG男を「見守る人」の存在がなくなってしまうことも心配される。援助者としては、どのような家族であれ、その家族の「力」を信じて、時間をかけて家族をエンパワーメントしていく中で、親子の問題解決をしていきたいという思いはある。しかし一方で、児童福祉施設につなげるなどの、育ち直しのチャンスまでに「時間がない」という現実との板挟みにあう。児童福祉施設は、入所後は18歳、なかには20歳まで利用できる場合もあるが、E男のような入所の時点で17歳である児童は、実際には児童福祉施設利用とはなり難い。C子～G男たちのすべてが非行に走るというわけではないが、少年院に入所している少年たちは、こうした義務教育後の「見守ってくれる人」の存在

がなくなっていく中で、不良グループや暴力団などの「仲間」や「見守り役」につながらざるを得なかった結果とも考えられよう。

2 見守り役の大切さ

貧困家庭に育つということは、社会関係資本(Putnam, 2000)としての、その子を取りまく人々の少なさ、とりわけ、その子に真剣に取り組んでくれる大人との出会いのチャンスが少ないことから、子どもたちにとってのさまざまな子育ての不平等となって表れる。その背後には、子どものみならず親自体が貧困な養育環境にあったという貧困の世代的再生産(青木, 2003)という問題を抱えている場合も少なくない。家庭内暴力によって子どもの言いなりになっているF子の母親もまた貧困の中に育ち、暴力団であった元夫のDV(Domestic Violence)によって、家庭内での暴力被害に対する「慣れ」と「諦め」を感じていることは、母親としての養育態度云々を問題にしているだけでは見えてこない。一方F子にしても、この世に生を受けたときから非行や不登校にあるのではない。F子の家には小学校入学時に赤いランドセルと一緒に写っているF子の写真が飾られている。その後F子の成長とともに生じた問題については、気軽に話せる「誰か」や「どこか」に相談することなく、家族関係としての問題がこじれ、最終的にはF子の非行問題となって学校を通し表面化されてきたのである。

私たちは、学齢期だけに限らず保育所・幼稚園においても、「困った母さん」で片づけられる親たちの生活をどこまで気にかけてきたであろうか。C子～G男のような家族が社会から孤立して見えていないことに加えて、B子の母親に代表される親の協力を「あたりまえ」とする「家族主義」によって見えていなかったのである。子育てにおける「家族員相互の支え合いや感情的依存によって、家族間の不平等や家族資源と市場の関係の認識を曇らせ」(青木, 2007b, p.79)ている家族主義を問い直すことが必要となる。同様に、児童福祉施策の網の目から抜け落ちた子どもたちの存在も社会的には見えづらく、今は、一部の援助者や教

員が個人の頑張りで救っているが、いわゆる「夜回り先生」がいてはじめて助かる子どもが存在する社会を、子育て支援が充実している社会であると言えるのであろうか。

IV 日常を支えること

子育て支援策は、その施策から取り残される子どもたちの生活から考えていくことが必要である。すなわち、社会的弱者、とりわけ貧困家庭の子育てから仕組み作りをしていくことである。それは、家族が多様化している現代においては、どの家族にとっても、親の条件によって子育てに不平等が生じない環境を求めていくことにほかならない。具体的には、虐待や非行犯罪や家庭内殺人などの事件となる以前に、子どもと家族の生活を総合的に支えることが重要となってくる。

先にあげたいいくつかの事例のように、貧困であるということは、単にお金がないということだけではなく、衣食住といった生活の細部にわたってかかわってくる。さらに、労働条件に伴う生活の余裕のなさ(子育てか生活のための仕事か)がストレスを高め、ときに健康状態を悪化させ、それは家族関係へも影響を及ぼす。家族や親族にも期待できないことに加え、社会から孤立していることは、こうした連関を断ち切る援助につながらず、さらなる貧困の循環へと陥ってしまう。すなわち、負の要因が一つではなく複数にわたっており、しかもそれが一時点ではなく長期間にわたって絡み合っており、個々の要因が負の相乗効果をもたらして、シプラー(Shipler, D.K., 2004)の言葉を借りれば「インターロック」された状態になってしまうのである。このインターロックしている家族の生活全体を見通して援助できるかが問われているのであるが、現行の施策は表面化する生活問題の部分的対応にすぎない。そのために、施策から抜け落ちたり、取り残される子どもと家族が存在してしまうのである。

例えば新たに出されてきた子育て支援センターや認定子ども園の存在もある。しかし、スクール・カウンセラー活動が「待ち」の姿勢では機能しな

かったように、たとえF子の幼少期に地域子育て支援センター事業が展開し、F子の母親が日中家にいたとしても、彼女がそこへ積極的に出かけていくとは思われない。シングルマザーの地域ネットワークの傾向をみても(岩田, 2006), 無職・低所得・低学歴といった社会的に弱い立場にいるシングルマザーほど社会関係を断っており, 子育て相談・情報提供と母親同士の交流の場というメニューだけでは, こうした親たちを引きつけるものとはなり難い。

また, 認定子ども園にしても保育所にしても, 義務教育のように金銭的余裕の有無や母親の就労の有無にかかわらず入所できる施設とならなければ, 意味を成さないであろう。小・中学校において教員をはじめとした見守り役が子どものさまざまな状態に気づくのは, 健康問題であっても不登校であってもいじめや非行であっても, どの子ども学校に登校することが日常であり, 日々の学校生活の中から, それらを子どものサインとして受け止め, 家族へとつなげていくからである。子育ての相談窓口が多様な形で用意されても, 母親が一人家庭で孤立している状態は, 母親からサインを出さない限りは把握できない。子どもと家族が必然的に保育施設に所属していること(しかもそれは, 母親にとってもメリットのあることとして)が必要となる。青年期になってからの育ち直しや再チャレンジの施策を準備するよりも, 保育所のように子育て・子育ての最初の段階から, 子どもの生活を守り, そして子どもを真ん中にして親と援助者が「日常として」話し合える場をどのような家庭にも意識的に提供していくことが求められているのである。

注

1) 青木は, 日本人が一般にもつ「貧困」に対する意識や考え方を明らかにしているが, そこでは, 多くの人々が貧困を「遠くの貧困」「過去の貧困」あるいは「精神的な貧困」としてイメージあるいは表象している。貧困観調査の結果については, 次にあげる文献を参照されたい。青木紀 2007『「豊かな社会」の貧困観と転換の基盤』, 青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等—日本・アメリカの現実と反貧困戦略』明石書店。

2) 「従来, 少年犯罪の要因として指摘されてきた貧困家庭の問題は, 次第にその意味を失われつつあり, これまた, ほかの領域における要因を究明する必要が認められる。…最近における少年犯罪は普通の家庭の少年によって犯される傾向を強め, 少年非行の普遍化現象を示すものと言えよう」としている。法務総合研究所 1977『犯罪白書—国際的視野からみた日本の犯罪と刑事政策—』P.251。

3) 1985年~2004年での, 一般保護少年の「貧困・被保護」の割合は8.1~14.5%, 少年鑑別所の「貧困」の割合は17.5~26.8%, そして少年院では21.6~31.9%と, 子どもたちの犯罪の程度が重くなるほどに家庭の貧困割合が増加している。一般保護少年・少年鑑別所・少年院の比較によるこうした傾向は, 後に述べる家族構成員の複雑さや低学力の問題についても同様である。詳しくは, 二瓶隆子 2006「犯罪少年と呼ばれる若者—少年院生の貧困と人的関わり」の分析を中心に—北海道大学大学院教育学研究科修士論文(未刊行), 二瓶隆子 2007「少年院生の『貧困と人的関わり』—B少年院を事例に—」『教育福祉研究』第13号, 参照のこと。

4) 本稿で用いた少年院調査の概要と被調査者の属性は次の通りである。調査にご協力いただいた少年院に対して, この場をかりてお礼申しあげたい。

【調査概要】B男子少年院で実施した調査は, 院生104名に対して実施した質問紙調査(2006年8月実施)と, 退院間近な10名の院生(生活程度区分が「普通」4名, 「貧困」3名「生活保護受給」3名)に実施した面接調査(2006年11月)との二つの調査によって構成されている。ただし, 質問紙調査は無記名で実施しており, 質問紙調査の回答と面接調査での回答をつきあわせることはできない。調査手続きは, 質問紙調査の配布・回収はB少年院の協力により行ったが, 面接調査においては筆者と記録係の大学院学生一名が少年院内の相談室において個別面談を行った。

【被調査者の属性】質問紙調査での少年たちの年齢は, 15歳~20歳にわたっているが, 16歳~19歳がそれぞれ2割前後おり, 全体の8割近くを占めている。また彼らの入所前の学歴(最後に通っていた学校)は, 高校が46.2%, 中学が44.2%と, この二つで9割を超している(ただし, B少年院『収容統計』による2005年度の高初中退率は43.6%である)。面接調査では年齢が14歳~17歳が各2名ずつ, 18・19歳が各1名となっており, 中学校在学が3名, 中学校卒業が7名であった。

5) 文中で少年院生と比較している「一般群」とは, 下記の3つの調査による。①茅場薫ほか1991「非行少年の生活・価値観に関する研究(第

- 1 報告)』『法務総合研究所研究部紀要 刑事政策研究』34 法務総合研究所。②総務庁青少年対策本部編集 1999『非行原因に関する総合的研究調査』総務庁青少年対策本部, この調査の中から中学生男子と高校生男子を抜粋し算出したものを対照群とした。③岩田美香・青木紀 2003『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書北海道A市における子どもと親への調査結果』北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野, この調査では小学5年生と中学2年生に対して実施しており, ここでは少年院生に近い中学2年生のデータを抜粋して算出したものを対照群とした。
- 6) 詳しくは, 注5の岩田・青木(2003)の調査報告書を参考のこと。
- 参考文献**
- 青木 紀 (2003) 「貧困の世代的再生産の現状—B市における実態」青木 紀編『現代社会の「見えない」貧困』明石書店, pp.31-83。
- (2007 a) 「社会意識：現代日本の貧困観—相対的貧困観の対置」, 青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等—日本・アメリカの現実と反貧困戦略』明石書店, pp.194-209。
- (2007 b) 『『貧困と家族』研究の動向と課題』『家族研究年報』No.32, pp.78-83。
- 岩田美香 (2003 「貧困家族とスクール・ソーシャルワーク」青木 紀編『現代社会の「見えない」貧困』明石書店, pp.161-189。
- (2006) 「父子・母子家庭の階層性—ジェンダー視点からの考察—」『子ども家庭福祉学』第5号, pp.59-69。
- 岩田美香・青木 紀 (2003) 『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書北海道A市における子どもと親への調査結果』北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野。
- 茅場 薫・山口悦照・坪内宏介・浜 孝明・小坂清文・遊間義一・西田太郎 (1991) 「非行少年の生活・価値観に関する研究 (第1報告)」『法務総合研究所研究部紀要 刑事政策研究』34, 法務総合研究所, pp.55-112。
- 小西祐馬 (2003) 「貧困と子ども」青木 紀編『現代社会の「見えない」貧困』明石書店, pp.85-109。
- (2004) 「調査報告 子ども生活と社会階層—北海道子どもの生活環境調査」『教育福祉研究』第10-(2)号, pp.17-39。
- 総務庁青少年対策本部編集 (1999) 『非行原因に関する総合的研究調査』総務庁青少年対策本部。
- 二瓶隆子 (2006) 「犯罪少年と呼ばれる若者—少年院生の貧困と人的関わりの分析を中心に—」北海道大学大学院教育学研究科修士論文(未刊行)。
- (2007) 「少年院生の『貧困と人的関わり』—B少年院を事例に—」『教育福祉研究』第13号, pp.1-12。
- 法務総合研究所 (1977) 『犯罪白書—国際的視野からみた日本の犯罪と刑事政策—』
- Putnam, R. D, (2000) *Bowling alone: The collapse and revival of American community*, Simon & Schuster (柴内康文訳『孤独なボウリング 米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房, 2006年)。
- Shieler, David K, (2004) *The Working Poor: Invisible in America*. Alfred A. Knopf. (森岡孝二・川人 博・肥田美佐子訳『ワーキング・プア—アメリカの下層社会—』岩波書店, 2007年)。

(いわた・みか 北海道大学准教授)